



県章

山形県公報

令和2年3月31日(火)
第92号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……324
- 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……同
- 山形県職員等に対する退職手当支給条例第14条第2項第2号に規定する期間を定める
規則の一部を改正する規則……………(同) ……325
- 山形県職員等に対する退職手当支給条例第2条第2項の規定により職員とみなされる者の
範囲を定める規則を廃止する規則……………(同) ……同
- 山形県情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則……………(学事文書課) ……同
- 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める
条例施行規則の一部を改正する規則……………(子育て支援課) ……326
- 山形県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………(地域医療対策課) ……同
- 山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(農業経営・担い手支援課) ……330
- 山形県流域下水道事業財務規則……………(下 水 道 課) ……同
- 山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………(会 計 局) ……364

訓 令

- 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……同
- 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………(同) ……同
- 非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規程を廃止する訓令……………(同) ……369
- 山形県職員倫理規程の一部を改正する訓令……………(同) ……同

告 示

- 山形県男女共同参画センターの休館日……………(若者活躍・男女共同参画課) ……同
- 山形県男女共同参画センターの利用料金……………(同) ……370
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……371
- 山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程……………(中小企業振興課) ……同
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲……………(水産振興課) ……同
- 山形県源流の森の利用日及び利用時間……………(置賜総合支庁森林整備課) ……372
- 山形県源流の森の利用料金……………(同) ……同
- 最上川ふるさと総合公園の利用料金……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……373
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……374
- 同……………(同) ……375
- 同……………(同) ……同
- 車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定……………(道路保全課) ……同
- 車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10条第1項の規定による
通行方法……………(同) ……376
- 平成19年3月県告示第304号(山形県港湾施設の概要)の一部改正……………(空港港湾課) ……378
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………(建築住宅課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) ……379
- 山形県生涯学習センターの休館日……………(教 育 庁) ……同

○山形県生涯学習センターの利用料金……………（同）…380

選挙管理委員会関係

告 示

○山形県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程……………382
 ○政治団体の設立……………383
 ○政治団体の届出事項の異動……………384
 ○政治団体の解散……………同
 ○資金管理団体でなくなった旨の届出……………385

内水面漁場管理委員会関係

指 示

○内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量……………同
 ○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限……………387

規 則

山形県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第22号

山形県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県労働委員会事務局組織規則（昭和27年10月県規則第65号）の一部を次のように改正する。

別表事務局長専決事項の欄第12項を次のように改める。

12 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の任免に関すること

別表課長専決事項の欄第14項を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第23号

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（会計年度任用職員の給与等）」に改め、同条第1項中「非常勤の職にある者（短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」に、「給与条例第26条」を「山形県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年3月県条例第3号）第1条」に改め、同条第2項中「非常勤職員の勤務時間、」を「会計年度任用職員の勤務時間、」に、「非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規程（昭和47年11月県訓令第27号）に定める職員の例」を「別に定めるところ」に改める。

別表第1の備考中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

山形県職員等に対する退職手当支給条例第14条第2項第2号に規定する期間を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第24号

山形県職員等に対する退職手当支給条例第14条第2項第2号に規定する期間を定める規則の一部を改正する規則

山形県職員等に対する退職手当支給条例第14条第2項第2号に規定する期間を定める規則（平成21年7月県規則第54号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「企業職員で」を「企業職員で、」に、「もの」を「もの及び常時勤務に服することを要する者以外の者であって、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの（以下「常勤職員に準ずるもの」という。）」に改め、本則第2号中「企業職員で」を「企業職員で、」に、「もの」を「もの及び常勤職員に準ずるもの」に改め、本則第3号中「。）で」を「。）で、」に、「もの」を「もの及び常勤職員に準ずるもの」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成31年3月県条例第6号）附則第3項の規定の適用を受ける者に対する改正後の山形県職員等に対する退職手当支給条例第14条第2項第2号に規定する期間を定める規則の規定の適用については、本則第1号中「12月」とあるのは、「6月」とする。

山形県職員等に対する退職手当支給条例第2条第2項の規定により職員とみなされる者の範囲を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第25号

山形県職員等に対する退職手当支給条例第2条第2項の規定により職員とみなされる者の範囲を定める規則を廃止する規則

山形県職員等に対する退職手当支給条例第2条第2項の規定により職員とみなされる者の範囲を定める規則（昭和61年1月県規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

山形県情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第26号

山形県情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則

（山形県情報公開条例施行規則の一部改正）

第1条 山形県情報公開条例施行規則（平成10年3月県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

（条例第2条第3号ハの規則で定める施設）

第2条の2 条例第2条第3号ハの規則で定める施設は、山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和2年3月県規則第21号）第4条及び第6条に規定する施設とする。

（条例第2条第3号ハの一般の利用に供することを目的として特別の管理がされている文書の範囲）

第2条の3 条例第2条第3号ハの一般の利用に供することを目的として特別の管理がされている文書は、山形県公文書等の管理に関する条例施行規則第5条各号に掲げる方法により、特別の管理がされているものとする。

（山形県個人情報保護条例施行規則の一部改正）

第2条 山形県個人情報保護条例施行規則（平成13年3月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

（条例第2条第5号ハの規則で定める施設）

第2条の2 条例第2条第5号ハの規則で定める施設は、山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和2年3月県規則第21号）第4条及び第6条に規定する施設とする。

（条例第2条第5号ハの一般の利用に供することを目的として特別の管理がされている文書の範囲）

第2条の3 条例第2条第5号ハの一般の利用に供することを目的として特別の管理がされている文書は、山形県公文書等の管理に関する条例施行規則第5条各号に掲げる方法により、特別の管理がされているものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第27号

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年10月県規則第57号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「5年間」を「10年間」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

山形県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第28号

山形県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県医師修学資金等貸与条例施行規則（平成17年7月県規則第57号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県医師修学資金貸与条例施行規則

第1条中「山形県医師修学資金等貸与条例」を「山形県医師修学資金貸与条例」に改める。

第2条第1号中「の小児科」を「又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人が開設する県内の病院若しくは診療所の小児科」に改める。

第4条第1項中「第3条第2項」を「第1条」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第5条第1項中「及び後期研修医研修資金（以下「修学資金等」という。）」を削り、同条第2項中「修学資金等」を「修学資金」に改める。

第6条中「修学資金等」を「修学資金」に改める。

第7条第1項中「修学資金等」を「修学資金」に改め、同条第2項中「修学資金等を」を「修学資金を」に、「山形県医師修学資金等貸与決定通知書」を「山形県医師修学資金貸与決定通知書」に改める。

第8条第1項中「修学資金等」を「修学資金」に改め、同条第2項中「及び後期研修医研修資金の貸与を受けている者（以下「後期研修医」という。）」を削り、「修学資金等」を「修学資金」に改める。

第9条中「及び後期研修医」を削り、「修学資金等」を「修学資金」に改める。

第10条第1項中「修学資金等」を「修学資金」に改め、同条第2項中「修学資金等を」を「修学資金を」に、「山形県医師修学資金等返還明細書」を「山形県医師修学資金返還明細書」に改める。

第11条中「山形県医師修学資金等返還猶予申請書」を「山形県医師修学資金返還猶予申請書」に改める。

第12条中「山形県医師修学資金等返還債務免除申請書」を「山形県医師修学資金返還債務免除申請書」に改め、「及び後期研修医研修資金に係る場合」を削る。

第13条の次に次の1条を加える。

（公立の病院等）

第13条の2 条例第8条第1項第1号イに規定する規則で定める医療機関等は、次の各号に掲げるもの（条例第1条の2第1号に規定する公立病院等及び同条第4号に規定する大学病院を除く。）とする。

- (1) 県内の専門研修プログラム（一般社団法人日本専門医機構、一般社団法人社会医学系専門医協会その他の医学医術に関する団体から承認された研修に関する計画をいう。以下同じ。）における研修基幹施設
- (2) 知事が必要と認める専門研修プログラムにおける研修施設
- (3) 条例第8条第1項第1号イに規定する医師少数区域等の医療機関等

第14条から第16条までを次のように改める。

（医師少数区域等の医療機関等）

第14条 条例第8条第1項第1号イに規定する医師少数区域等の医療機関等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 医師少数区域（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第6項に規定する区域をいう。以下同じ。）及び別に定める医師少数スポット内に所在する医療機関（知事が特に必要と認める場合を除き、当該医療機関がへき地医療拠点病院である場合にあっては、当該へき地医療拠点病院に在職する修学資金の貸与を受けた者が地域の住民に対して診療、往診その他在宅医療を積極的に実施している医療機関に勤務しているときに限る。）並びに知事が必要と認める施設
- (2) 前号の医師少数区域及び医師少数スポット以外の区域に所在する医療機関等（当該医療機関に在職する修学資金の貸与を受けた者が、同号の医師少数区域及び医師少数スポット内に所在する医療機関（知事が必要と認めるものに限る。）に勤務しているときに限る。）

（引き続き公立の病院等又は公的な医療機関の特定診療科に在職することを要しない年数）

第15条 条例第8条第1項第1号イただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）及び同条第1項第2号イただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める年数は、3年とする。

（引き続き公立の病院等又は公的な医療機関の特定診療科に在職することを要しない旨の申請手続）

第16条 条例第8条第1項第1号イただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者又は同条第1項第2号イただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、知事が定める日までに中断承認申請書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

第17条の見出し中「書類等」を「書類」に改め、同条第2項を削る。

第18条第3項中「後期研修医」を「専門研修医」に改め、同項第2号及び第3号中「後期研修」を「専門研修」に改め、同条第4項を削る。

第19条中「修学資金等」を「修学資金」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 当分の間、条例第8条第1項第1号イただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する引き続き公立の病院等に在職することを要しない期間及び同条第1項第2号イただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する引き続き公的な医療機関の特定診療科に在職することを要しない期間には、山形県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例（令和2年3月県条例第21号）による改正前の山形県医師修学資金等貸与条例第8条第1項第1号イただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）、同条第1項第3号イただし書及び同項第4号イただし書に規定する引き続き公立病院等に在職することを要しない期間、同条第1項第2号イただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する引き続き公的医療機関の特定診療科に在職することを要しない期間並びに同項第5号イただし書に規定する引き続き公的医療機関又は大学病院に在職することを要しない期間を加算して計算するものとする。

別記様式第1号（表）中「特定診療科医師確保修学資金 3 山形大学医学部修学資金 4 短期修学資金」を「特定診療科医師確保修学資金」に改める。

別記様式第1号の2を削る。

別記様式第2号中「山形県医師修学資金等の」を「山形県医師修学資金の」に、「山形県医師修学資金等貸与条例及び山形県医師修学資金等貸与条例施行規則」を「山形県医師修学資金貸与条例及び山形県医師修学資金貸与条例施行規則」に、「公立病院等（公的医療機関、公的医療機関又は大学病院）」を「医師の確保が必要な地域における医療機関又は県内の医師の確保が必要な診療科」に、「山形県医師修学資金等を」を「山形県医師修学資金を」に、「山形県医師修学資金等に」を「山形県医師修学資金に」に改める。

別記様式第3号中「山形県医師修学資金等貸与決定通知書」を「山形県医師修学資金貸与決定通知書」に、「山形県医師修学資金等を」を「山形県医師修学資金を」に、「修学資金等の」を「修学資金の」に改める。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏 名 ㊟

借 用 証 書

山形県医師修学資金貸与条例の規定に基づき、下記のとおり山形県医師修学資金を借用しました。

記

借用金額 金 円

ただし、年 月 日受領分として

上記資金の貸与につき、山形県医師修学資金条例の規定を承知の上、連帯して返還債務を履行する責めを負います。

連帯保証人

住 所

氏 名 ㊟

連帯保証人

住 所

氏 名 ㊟

別記様式第5号中「山形県医師修学資金等返還明細書」を「山形県医師修学資金返還明細書」に、「山形県医師修学資金等貸与条例」を「山形県医師修学資金貸与条例」に、「修学資金等に」を「修学資金に」に、「修学資金等の」を「修学資金の」に改める。

別記様式第6号中「山形県医師修学資金等返還猶予申請書」を「山形県医師修学資金返還猶予申請書」に、「山

形県医師修学資金等貸与条例」を「山形県医師修学資金貸与条例」に、「山形県医師修学資金等の」を「山形県医師修学資金の」に、「修学資金等の種類」を「修学資金の種類」に改める。

別記様式第7号（表）中「山形県医師修学資金等返還債務免除申請書」を「山形県医師修学資金返還債務免除申請書」に、「山形県医師修学資金等貸与条例」を「山形県医師修学資金貸与条例」に、「山形県医師修学資金等の」を「山形県医師修学資金の」に、「修学資金等の種類」を「修学資金の種類」に、「研修」を「研修又は勤務」に改め、同様式（裏）の備考中「（後期研修医研修資金に係る場合を除く。）」を削る。

別記様式第8号を次のように改める。

様式第8号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所
氏 名
(記名押印又は署名)

中 断 承 認 申 請 書

山形県医師修学資金貸与条例に基づき、引き続き公立の病院等又は公的な医療機関の特定診療科に在職することを要しない旨の承認を受けたいので申請します。

申 請 概 要	
中 断 期 間	年 月から 年 月まで (計 年 月)
中 断 理 由	
そ の 他 参 考 事 項	

別記様式第9号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に貸与された山形県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例（令和2年3月県条

例第21号。以下「改正条例」という。)による改正前の山形県医師修学資金等貸与条例(以下「改正前の条例」という。)第2条第3号に掲げる山形大学医学部修学資金(改正条例附則第4項の規定により貸与するものを含む。)の申請の手続、保証人、誓約書、貸与の決定、貸与の方法、貸与の保留、返還、返還の猶予の申請手続、返還の免除の申請手続、在職期間の計算、へき地等の公立病院等、県外の医療機関、学業成績を証明する書類等の提出、届出及び保証人による手続については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の日前に貸与された改正前の条例第2条第4号に掲げる短期修学資金及び同条第5号に掲げる後期研修医研修資金の返還、返還の猶予の申請手続、返還の免除の申請手続、在職期間の計算、へき地等の公立病院等、県外の医療機関、届出及び保証人による手続については、なお従前の例による。

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第29号

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年12月県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「(借用証書等)」に改め、同条中「を事務処理機関」を「に民法(明治29年法律第89号)第465条の6第1項に規定する公正証書を添え、事務処理機関」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第5条第1項に規定する連帯保証人が民法第465条の9各号に掲げる者のいずれかに該当する場合は、これを添えることを要しない。

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項の公正証書の作成に関する一切の費用は、申請者の負担とする。

第12条中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

別記様式第5号(裏面)第5条に次の2項を加える。

- 2 乙は、表記保証人に対し、民法第465条の10第1項各号に掲げる事項に関する情報を提供するものとする。

ただし、表記保証人が法人である場合は、この限りでない。

- 3 甲の表記保証人に対する履行請求は、民法第458条及び同条において準用する同法第441条の規定にかかわらず、乙に対しても効力を有するものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

山形県流域下水道事業財務規則をここに公布する。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第30号

山形県流域下水道事業財務規則

目次

- 第1章 総則(第1条-第5条)
- 第2章 予算(第6条-第10条)
- 第3章 収入(第11条)
- 第4章 決算(第12条-第16条)
- 第5章 預り金(第17条・第18条)
- 第6章 勘定科目及び会計伝票(第19条-第25条)
- 第7章 固定資産会計(第26条-第36条)
- 第8章 雑則(第37条-第40条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、流域下水道事業の財務に関し、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「財務規則」という。)の特例等を定めることを目的とする。

（物品の管理及び出納の通知の専決及び代決）

第2条 流域下水道事業に係る物品の管理及び出納の通知は、県土整備部下水道課長が専決する。

2 前項に規定する事務について、当該規定により専決する者に事故があるとき又は当該専決する者が欠けたときは、県土整備部下水道課の課長補佐がその事務を代決する。

（出納員の設置及び事務の委任）

第3条 会計管理者の事務を補助させるため、県土整備部管理課に出納員を置き、庶務係長の職にある者をもって充てる。

2 会計管理者は、流域下水道事業に係る財務規則別表第1第2項出納員に委任する事項の欄第4号に定める事務を前項の出納員に委任する。

（企業出納員の設置及び事務の委任）

第4条 知事の流域下水道事業の業務に係る出納その他の会計事務を補助させるため、県土整備部下水道課に企業出納員を置き、同課の課長補佐の職にある者をもって充てる。

2 知事は、次に掲げる事務を企業出納員に委任する。

- (1) 現金の出納及び保管に関すること（山形県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和2年3月県条例第26号）第7条第1号に掲げるものを除く。）。
- (2) 物品の出納及び保管並びに記録管理を行うこと。
- (3) 前2号に掲げる事務に附帯する事務に関すること。

（会計事務の指導）

第5条 知事は、必要があると認めるときは、県土整備部下水道課に勤務する職員のうちから指定する職員をして、流域下水道事業を行う公所（以下単に「公所」という。）に係る会計事務について指導を行わせるものとする。

第2章 予算

（予算の通知についての適用除外）

第6条 流域下水道事業に係る収入予算を配当する際の会計管理者への通知については、財務規則第35条第2項の規定は、適用しない。

（予備費の配当に関する通知についての適用除外）

第7条 流域下水道事業に係る予備費を配当する際の会計管理者への通知については、財務規則第38条第2項の規定は、適用しない。

（予算超過の支出）

第8条 県土整備部長は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定に基づき、流域下水道事業の業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該流域下水道事業の業務のため直接必要な経費に使用しようとするときは、使用しようとする経費の名称及び金額、使用しようとする事由等を記載した文書により総務部長を経由して知事の決裁を受けなければならない。

2 県土整備部長は、現金の支出を伴わない経費について予算に定める金額を超えて支出する必要があると認めるときは、前項の規定に準じて知事の決裁を受けなければならない。

（継続費の通次繰越しに関する通知についての適用除外）

第9条 流域下水道事業に係る繰越限度額を決定し、及び繰越額を確定した際の会計管理者への通知については、財務規則第39条第2項及び第4項の規定は、適用しない。

（資金予算表）

第10条 県土整備部下水道課長及び公所の課長は、毎月15日までに翌月及び翌々月の収入及び支出の予定について収支予定表（別記様式第1号）を作成し、県土整備部長に提出しなければならない。

2 県土整備部長は、前項の収支予定表の提出があったときは、資金予算表（別記様式第2号）を作成しなければならない。

第3章 収入

（収入の通知についての適用除外）

第11条 収入徴収担当者（知事又はその委任を受け、若しくは専決により、収入の調定、納入の通知及び債権の督促を行う者をいう。以下同じ。）が収入を調定した際の会計管理者への通知については、財務規則第44条の規定は、適用しない。

第4章 決算

（決算の種類）

第12条 決算は、月次決算及び年度決算とする。

（月次決算）

第13条 県土整備部長は、毎月末日をもって月次決算を行い、試算表を作成し、知事の決裁を受けなければならない。

（年度決算）

第14条 県土整備部長は、毎事業年度終了後、次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- (1) 固定資産の減価償却
- (2) 繰延収益の償却
- (3) 資産の評価
- (4) 諸引当金の計上
- (5) 未払費用等の経過勘定に関する整理

（勘定の締切り）

第15条 県土整備部長は、前条の規定により決算整理を行った後、各勘定の締切りを行わなければならない。

（決算報告書等の提出）

第16条 県土整備部長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、速やかに知事の決裁を受けなければならない。

- (1) 決算報告書
- (2) 損益計算書
- (3) 剰余金計算書又は欠損金計算書
- (4) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- (5) 貸借対照表
- (6) 事業報告書
- (7) キャッシュ・フロー計算書
- (8) 収益費用明細書
- (9) 固定資産明細書
- (10) 企業債明細書
- (11) 他会計借入金明細書

第5章 預り金

（預り金の整理区分）

第17条 予算外の現金を受け入れたときは、預り金として次の区分に従い整理しなければならない。

- (1) 預り保証金
- (2) 預り保険料
- (3) その他預り金

（預り金の受入れ及び払出し）

第18条 預り金の受入れ及び払出しは、収入の収納及び支出の支払の例により行わなければならない。

第6章 勘定科目及び会計伝票

（勘定の基本区分）

第19条 勘定の基本区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資産勘定
- (2) 負債勘定
- (3) 資本勘定
- (4) 収益勘定
- (5) 費用勘定

（勘定科目の分類）

第20条 勘定科目は、前条に規定する勘定の基本区分に従い、別表のとおり分類するものとする。

（会計伝票による処理）

第21条 一切の取引は、確実な証拠に基づき発行する会計伝票により処理しなければならない。

（会計伝票の種類）

第22条 会計伝票の種類は、調定伺書（別記様式第3号）、調定伺書兼収入伝票（別記様式第4号）、調定変更伺書（別記様式第5号）、戻入命令書（別記様式第6号）、戻入命令書兼収入伝票（別記様式第7号）、支出命令

書（別記様式第8号）、支出負担行為兼支出命令書（別記様式第9号）、還付命令書（別記様式第10号）及び振替伝票（別記様式第11号）とする。

（会計伝票の写しの送付）

第23条 公所において発行する会計伝票は、決裁を受けた後、その写しを県土整備部下水道課長に送付しなければならない。

（会計伝票の整理）

第24条 会計伝票は、勘定科目ごとに、日付順に整理しておかなければならない。

2 会計伝票の日付は、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める日とする。

(1) 入金取引及び出金取引 出納の日

(2) 振替取引 会計伝票の発行の日。ただし、やむを得ないときは、当該振替を完了した日（帳票）

第25条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める帳票を備え、所要の事項を記録し、かつ、整理しておかなければならない。

(1) 県土整備部下水道課長 総勘定元帳（別記様式第12号）、交付金台帳（別記様式第13号）及び予算整理簿（別記様式第14号）並びに財務規則第40条の2第1項の債務負担行為整理簿及び同条第2項の起債借入償還等整理簿

(2) 企業出納員 現金出納票（別記様式第15号）、預金台帳（別記様式第16号）及び預り金整理簿（別記様式第17号）

第7章 固定資産会計

（固定資産の範囲）

第26条 固定資産とは、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 有形固定資産 次に掲げる資産

イ 土地

ロ 建物

ハ 構築物

ニ 機械及び装置

ホ 車両運搬具

ヘ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上のものに限る。）

ト リース取引の目的となる資産（ファイナンス・リース取引（地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第1条第14号に規定するファイナンス・リース取引をいう。以下同じ。）におけるリース物件（同条第13号に規定するリース物件をいう。以下同じ。）の借主である資産であって、当該リース物件がイからへまでに掲げるものである場合に限る。）

チ イからトまで及びりに掲げる資産以外の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

リ 建設仮勘定

(2) 無形固定資産 次に掲げる資産

イ 借地権

ロ 地上権

ハ 電話加入権

ニ ソフトウェア（耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上のものに限る。）

ホ リース取引の目的となる資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからニまでに掲げるものである場合に限る。）

ヘ イからホまでに掲げる資産以外の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資 次に掲げる資産

イ 投資有価証券

ロ 出資金

ハ 長期貸付金

ニ 基金

ホ その他の固定資産であって、投資に属する資産とすべきもの

（取得価額）

第27条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。

- (1) 購入によって取得した固定資産 購入に要した価額
- (2) 建設改良工事又は製造によって取得した固定資産 当該建設改良工事又は製造に要した直接経費及び間接経費（建設仮勘定を設けて経理した場合のものに限る。）の合計額
- (3) 前2号に掲げる固定資産以外の固定資産 適正な見積価額
（建設仮勘定）

第28条 建設改良費で行う事業であつて、その事業年度が一事業年度を超えるものは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。ただし、一事業年度内に支出するものについては、この限りでない。

（建設仮勘定の精算等）

第29条 前条の事業による建設改良工事又は製造が完成したときは、速やかに建設仮勘定の精算を行い、その精算額を固定資産の該当科目に振り替えなければならない。

2 前条の事業による建設改良工事又は製造が完成する以前にその一部の使用を開始したときは、当該使用する部分に係る概算額を固定資産勘定の該当科目に振り替えなければならない。

（除却）

第30条 固定資産を除却したときは、当該固定資産の取得価額から減価償却累計額を控除した額（以下「帳簿価額」という。）は、除却損として処理するものとする。

（売却）

第31条 固定資産を売却したときは、当該固定資産の帳簿価額と売却額との差額は、特別利益又は特別損失として処理するものとする。

（減価償却）

第32条 固定資産のうち、土地、建設仮勘定、電話加入権及び投資を除く資産は、償却資産とし、毎事業年度減価償却を行わなければならない。

（減価償却の方法）

第33条 償却資産の減価償却は、定額法により行うものとし、有形固定資産については間接法、無形固定資産については直接法によるものとする。

（減価償却の開始）

第34条 償却資産の減価償却は、当該資産を取得した日の属する年度の翌年度から行うものとする。

（特別償却の率）

第35条 地方公営企業法施行規則第15条第2項の規定により定める率は、100分の50を超えない範囲内において知事が別に定める率とする。

（固定資産の減損）

第36条 固定資産について、別に定めるところにより、減損に係る判定を行い、減損を認識した場合には、減損処理を行わなければならない。

第8章 雑則

（現金の出納）

第37条 企業出納員は、現金の出納を行ったときは、第22条の調定伺書、調定伺書兼収入伝票、支出命令書及び支出負担行為伺書兼支出命令書に企業出納員領収の日付印（別記様式第18号）を押さなければならない。

（事故報告）

第38条 企業出納員は、その保管に係る現金又は帳票を亡失し、又は損傷したとき及び証券の呈示期間又は有効期間の経過により収入が徴収不能となったときは、直ちに県土整備部下水道課長を経由して県土整備部長に報告しなければならない。

2 物品管理者（知事又はその委任を受け、若しくは専決により、物品を取得し、管理し、及び処分し、並びに企業出納員に対して物品の出納の通知を行う者をいう。）は、その管理に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに県土整備部長に報告しなければならない。

3 収入徴収担当者、支出命令者（知事又はその委任を受け、若しくは専決により、企業出納員に対して支出の命令を行う者をいう。）及び県土整備部下水道課長は、その保管に係る帳票を亡失し、又は損傷したときは、直ちに県土整備部長に報告しなければならない。

4 県土整備部長は、前3項の規定による報告を受けたとき及び財務に関して事故が発生したことを知ったときは、直ちにその事実を調査し、意見を添えて知事に報告しなければならない。

（職員の賠償責任）

第39条 地方公営企業法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第1項後段

の規定により指定する者は、次の各号に掲げる行為の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。

- (1) 支出負担行為 別に定めるところにより、支出負担行為担当者の事務を代決する者
- (2) 支出の命令 別に定めるところにより、支出命令者の事務を代決する者
- (3) 地方自治法第234条の2第1項に規定する監督又は検査 契約担当者の命を受けて監督又は検査をする者
(会計事務の特例)

第40条 特別の事情により、この規則により難しいものがあるときは、知事の承認を得て特例を設けることができる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表 勘定科目表

1 資産勘定

款	項	目	節
固定資産	有形固定資産	土地	事務所用地 ポンプ場用地 処理場用地 その他土地
		建物	事務所用建物 ポンプ場用建物 処理場用建物 その他建物
		建物減価償却累計額	事務所用建物減価償却累計額 ポンプ場用建物減価償却累計額 処理場用建物減価償却累計額 その他建物減価償却累計額
		構築物	管路施設 ポンプ場施設 処理場施設 その他構築物
		構築物減価償却累計額	管路施設減価償却累計額 ポンプ場施設減価償却累計額 処理場施設減価償却累計額 その他構築物減価償却累計額
		機械及び装置	マンホールポンプ設備 ポンプ場用電気設備 処理場用電気設備

		ポンプ場用機械設備 処理場用機械設備 その他機械及び装置
	機械及び装置減価償却累計額	マンホールポンプ設備減価償却累計額 ポンプ場用電気設備減価償却累計額 処理場用電気設備減価償却累計額 ポンプ場用機械設備減価償却累計額 処理場用機械設備減価償却累計額 その他機械及び装置減価償却累計額
	車両運搬具	車両運搬具
	車両運搬具減価償却累計額	車両運搬具減価償却累計額
	工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
	工具、器具及び備品減価償却累計額	工具、器具及び備品減価償却累計額
	リース資産	リース資産
	リース資産減価償却累計額	リース資産減価償却累計額
	その他有形固定資産	その他有形固定資産
	その他有形固定資産減価償却累計額	その他有形固定資産減価償却累計額
	建設仮勘定	建設仮勘定
無形固定資産	借地権	借地権
	地上権	地上権
	電話加入権	電話加入権
	ソフトウェア	

		リース資産 その他無形固定資産 投資有価証券 出資金 長期貸付金 長期貸付金貸倒引当金 基金 長期前払消費税等 その他投資	ソフトウェア リース資産 その他無形固定資産 地方債 国債 株式 社債 その他有価証券 出資金 他会計貸付金 その他貸付金 長期貸付金貸倒引当金 基金 長期前払消費税等 その他投資
流動資産	現金預金 未収金 有価証券 受取手形 貸倒引当金	現金 預金 営業未収金 営業外未収金 その他未収金 有価証券 受取手形 未収金貸倒引当金 短期貸付金貸倒引当金	現金 預金 営業未収金 営業外未収金 その他未収金 有価証券 受取手形 未収金貸倒引当金 短期貸付金貸倒引当金

貯蔵品	材料	材料
	薬品	薬品
	その他貯蔵品	その他貯蔵品
短期貸付金	他会計貸付金	他会計貸付金
	その他貸付金	その他貸付金
前払費用	未経過保険料	未経過保険料
	その他前払費用	その他前払費用
前払金	前払金	前払金
	前払消費税及び地方消費税	前払消費税及び地方消費税
	その他前払金	その他前払金
その他流動資産	保管有価証券	保管有価証券
	仮払消費税及び地方消費税	仮払消費税及び地方消費税
	その他流動資産	その他流動資産

2 負債勘定

款	項	目	節
固定負債	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	企業債 資本費平準化債 その他企業債
		その他の企業債	その他の企業債
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	

		その他の長期借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金
	長期リース債務	リース債務	その他の長期借入金
	引当金	退職給付引当金	リース債務
		特別修繕引当金	退職給付引当金
		その他引当金	特別修繕引当金
	その他固定負債	その他固定負債	その他引当金
			その他固定負債
流動負債	一時借入金	一時借入金	
	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	一時借入金
		その他の企業債	企業債 資本費平準化債 その他企業債
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための短期借入金	その他の企業債
		その他の短期借入金	建設改良費等の財源に充てるための短期借入金
	短期リース債務	リース債務	その他の短期借入金
	未払金	営業未払金	リース債務
		営業外未払金	営業未払金
		その他未払金	未払消費税及び未払地方消費税 その他営業外未払金
	未払費用		その他未払金

	前受金	未払費用	未払費用
		営業前受金	営業前受金
		営業外前受金	営業外前受金
		その他前受金	その他前受金
	引当金	退職給付引当金	退職給付引当金
		賞与引当金	賞与引当金
		法定福利費引当金	法定福利費引当金
		修繕引当金	修繕引当金
		特別修繕引当金	特別修繕引当金
		その他引当金	その他引当金
	その他流動負債	預り金	預り保証金 預り諸税等 その他預り金
		預り有価証券	預り有価証券
		仮受消費税及び地方消費税	仮受消費税及び地方消費税
		その他流動負債	その他流動負債
繰延収益	長期前受金	国庫補助金	国庫補助金
		他会計補助金	他会計補助金
		建設負担金	建設負担金
		補償金	補償金
		他会計負担金	他会計負担金
		受贈財産評価額	受贈財産評価額
		その他長期前受金	

	長期前受金収益化累計額	国庫補助金収益化累計額 他会計補助金収益化累計額 建設負担金収益化累計額 補償金収益化累計額 他会計負担金収益化累計額 受贈財産評価額収益化累計額 その他長期前受金収益化累計額	その他長期前受金 国庫補助金収益化累計額 他会計補助金収益化累計額 建設負担金収益化累計額 補償金収益化累計額 他会計負担金収益化累計額 他会計負担金収益化累計額 受贈財産評価額収益化累計額 その他長期前受金収益化累計額
	建設仮勘定長期前受金	国庫補助金 他会計補助金 建設負担金 補償金 他会計負担金 受贈財産評価額 その他長期前受金	国庫補助金 他会計補助金 建設負担金 補償金 他会計負担金 受贈財産評価額 その他長期前受金

3 資本勘定

款	項	目	節
資本金	固有資本金	固有資本金	固有資本金
	繰入資本金	繰入資本金	繰入資本金
	組入資本金	組入資本金	

			組入資本金
資本剰余金	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金
	建設負担金	建設負担金	建設負担金
	他会計補助金	他会計補助金	他会計補助金
	補償金	補償金	補償金
	他会計負担金	他会計負担金	他会計負担金
	受贈財産評価額	受贈財産評価額	受贈財産評価額
	寄附金	寄附金	寄附金
	その他資本剰余金	その他資本剰余金	その他資本剰余金
利益剰余金	減債積立金	減債積立金	減債積立金
	利益積立金	利益積立金	利益積立金
	建設改良積立金	建設改良積立金	建設改良積立金
	その他積立金	その他積立金	その他積立金
	当年度未処分利益剰余金	繰越利益剰余金年度末残高	繰越利益剰余金年度末残高
		当年度純利益	当年度純利益
		その他未処分利益剰余金変動額	その他未処分利益剰余金変動額

	当年度未処理欠損金	繰越欠損金年度末残高	繰越欠損金年度末残高
		当年度純損失	当年度純損失

4 収益勘定

款	項	目	節
流域下水道事業収益	営業収益	維持管理負担金	維持管理負担金
		他会計負担金	他会計負担金
		他会計補助金	他会計補助金
		受託事業収益	受託事業収益
		その他営業収益	材料売却収益 雑収益
	営業外収益	受取利息及び配当金	預金利息 基金利息 貸付金利息 有価証券利息 配当金
		他会計補助金	他会計補助金
		国庫補助金	国庫補助金
		長期前受金戻入	国庫補助金 建設負担金 他会計補助金 補償金 他会計負担金 受贈資産評価額 その他長期前受金
		資本費繰入収益	資本費繰入収益
		消費税及び地方消費税還付金	消費税及び地方消費税還付金
		雑収益	不用品売却益 有価証券売却益

	特別利益	固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	下水道施設用地使用料 土地建物貸付収入 その他雑収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益
--	------	--------------------------------	--

5 費用勘定

款	項	目	節
流域下水道事業費用	営業費用	管渠・ポンプ場・処理場 費	報酬 給料 手当等 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 法定福利費引当金繰入額 厚生福利費 災害補償料 報償費 諸謝金 旅費 食糧費 備用品費 材料費 被服費 光熱水費 動力費 燃料費 印刷製本費 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 薬品費 通信運搬費 手数料 保険料 広告宣伝費 委託料 使用料 賃借料 工事請負費

		路面復旧費 調査費 補償費 負担金 補助交付金 研修費 賠償金 公課費 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額 雑費 報酬 給料 手当等 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 法定福利費引当金繰入額 厚生福利費 災害補償料 報償費 諸謝金 旅費 食糧費 備用品費 材料費 被服費 光熱水費 動力費 燃料費 印刷製本費 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 薬品費 通信運搬費 手数料 保険料 広告宣伝費 委託料 使用料 賃借料 工事請負費 路面復旧費 調査費 補償費 負担金 補助交付金
	受託事業費	

		総係費	研修費 賠償金 公課費 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額 雑費 報酬 給料 手当等 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 法定福利費引当金繰入額 厚生福利費 災害補償料 報償費 諸謝金 旅費 食糧費 備用品費 材料費 被服費 光熱水費 動力費 燃料費 印刷製本費 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 薬品費 通信運搬費 手数料 保険料 広告宣伝費 委託料 使用料 賃借料 工事請負費 路面復旧費 調査費 補償費 負担金 補助交付金 研修費 賠償金 公課費 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額
--	--	-----	---

		減価償却費	雑費
			有形固定資産減価償却費
		資産減耗費	無形固定資産減価償却費
			固定資産除却費
		その他営業費用	棚卸資産減耗費
	営業外費用		材料売却原価
		支払利息及び企業債取扱諸費	雑支出
			企業債利息
			長期借入金利息
			一時借入金利息
			企業債取扱諸費
			リース支払利息
		消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税
		雑支出	消費税及び地方消費税
	特別損失		不用品売却原価
		固定資産売却損	その他雑支出
			固定資産売却損
		減損損失	減損損失
		災害による損失	災害による損失
		過年度損益修正損	災害による損失
			過年度損益修正損
			手当等
			法定福利費
			消費税及び地方消費税
		その他特別損失	消費税及び地方消費税
			その他特別損失

別記

様式第1号（収支予定表）

年 月 分 収 支 予 定 表

所属名

区 分	執 行 済 額			月 分 予 定 額 円	月 分 予 定 額 円	備 考
	前月までの累計 円	月 分 円	計 円			
収 入						
支 出						
差 引						

様式第2号（資金予算表）

資金予算表

年度

流域下水道事業

年 月

（ 単 位 ： 円 ）

科 目 名	前月末累計	月実績	月累計	月予定額	月予定額

様式第3号（調定伺書）

調定伺書

起案責任者						(内線電話)	
起案日		調定日		決裁日			

決 裁									

年度		調定番号	
----	--	------	--

伝票番号		未収計上		
	借方		貸方	
所属				
予 算 科 目			予算区分 款 項 目 大 事 項 小 事 項 節 細 節 細 々 節	
			金額	
勘 定 科 目 1	款 項 目 節 細 節		款 項 目 節 細 節	
	金額		金額	
勘 定 科 目 2			款 項 目 節 細 節	
	セグメント		金額	
消費税区分		消費税額		税抜額
			予算残額	
			執行残額	

摘要	
----	--

相手方 住所 名称	
-----------------	--

備考	
----	--

様式第4号（調定伺書兼収入伝票）

調定伺書兼収入伝票

起案責任者	（内線電話）				
起案日	調定兼収納日	決裁日			

決 裁									

年度		調定番号	
----	--	------	--

伝票番号		未収計上		
	借	方	貸	方
	所属			
予 算 科 目			予 算 区 分	
			款 項 目 目 大 事 項 小 事 項 節 細 節 細 々 節 金 額	
勘 定 科 目 1	款 項 目 節 細 節		款 項 目 節 細 節	
	金 額		金 額	
勘 定 科 目 2			款 項 目 節 細 節	
	セ グ メ ン ト		金 額	
	消 費 税 区 分	消 費 税	税 抜 額	
	調 定 現 額		予 算 残 額	
	収 納 済 額		執 行 残 額	

摘要	
----	--

相手方 住所 名称	
-----------------	--

備考	
----	--

様式第5号（調定変更伺書）

調定変更伺書

起案責任者					(内線電話)	
起案日		調定変更日		決裁日		

決 裁									

年度		調定番号	
----	--	------	--

伝票番号		未収計上	調定日	
		借方	貸方	
所属				
予 算 科 目	予算区分 款 項 目 節 細 節 細々節		予算区分 款 項 目 節 細 節 細々節	
	金額		金額	
勘 定 科 目 1	款 項 目 節 細 節		款 項 目 節 細 節	
	金額		金額	
勘 定 科 目 2	款 項 目 節 細 節		款 項 目 節 細 節	
	金額		金額	
セグメント				
消費税区分		消費税		税抜額
変 更 後	調定額		予算残額	
	税抜額		執行残額	
	消費税額			

摘要	
----	--

相手方 住所 名称	
-----------------	--

備考	
----	--

様式第6号（戻入命令書）

戻入命令書

起案責任者	(内線電話)				
起案日	戻入命令日	決裁日			

決 裁										

年度	調定番号
----	------

伝票番号	未収計上		
所属	借方	貸方	
予 算 科 目	款項目節細節	金額	金額
	金額	金額	金額
勘 定 科 目 1	款項目節細節	金額	金額
	金額	金額	金額
勘 定 科 目 2	セグメント	金額	金額
	金額	金額	金額
消費税区分	消費税額	税抜額	
年度区分	支出命令番号	予算残額	執行残額
		執行残額	

摘要	
----	--

相手方 住所 名称	
-----------------	--

備考	
----	--

様式第7号（戻入命令書兼収入伝票）

戻入命令書兼収入伝票

起案責任者	（内線電話）			
起案日	戻入命令日	決裁日		

決 裁									

年度		調定番号	
----	--	------	--

伝票番号	未収計上	年度区分	支出命令番号
借 方		貸 方	
所属			
予 算 科 目	款 項 目 節 大 事 項 小 事 項 節 細 節 細 々 節 金 額		
	勘定科目1		
勘 定 科 目 2	款 項 目 節 細 節 金 額		
	セグメント	金額	
消費税区分	消費税	税抜額	
		予算残額	
		執行残額	

摘要	
----	--

相手方 住所 名称	
-----------------	--

備考	
----	--

様式第8号（支出命令書）

支出命令書

起案責任者	（内線電話）				
起案日	支出命令日	決裁日			

決 裁									

年度	支出命令番号
----	--------

伝票番号	未払計上	支払予定日		
借方		貸方		
予 算 科 目	所属 予算区分 款 項 目 大 事 項 小 事 項 節 細 節 細 々 節			
	金額			
勘 定 科 目 1	款 項 目 節 細 節	款 項 目 節 細 節		
	金額	金額		
勘 定 科 目 2	款 項 目 節 細 節			
	金額	セグメント		
消費税区分	消費税額	税抜額		
支出命令額	控除命令額	差引支払額		
負担行為番号	予算残額	執行残額		
支出区分	支払方法	検収日		
請求書受理日	請求書番号			

摘要

支払先 住所 名称 振込先口座	
--------------------------	--

収 入
印 紙

上記の金額を領収しました。

年 月 日

支払済印

住所 _____
名称 _____

様式第9号（支出負担行為併兼支出命令書）

支出負担行為併兼支出命令書

起案責任者	(内線電話)				
起案日	支出命令日	決裁日			

決 裁										

年度	支出命令番号
----	--------

		借 方	貸 方	
予 算 科 目	所属 予算区分 款 項 目 大 事 項 小 事 項 節 細 節 細 々 節			
	金額			
勘 定 科 目 1	款 項 目 節 細 節		款 項 目 節 細 節	
	金額		金額	
勘 定 科 目 2	款 項 目 節 細 節			
	金額	セグメント		
	消費税区分	消費税額	税抜額	
	支出命令額	控除命令額	差引支払額	
	負担行為番号	予算残額	執行残額	
	支出区分	支払方法	検収日	
	請求書受理日	請求書番号		

摘要	
----	--

支払先 住所 名称 振込先口座	
--------------------------	--

収入
印紙

上記の金額を領収しました。

年 月 日

支払済印

住所 _____

名称 _____

様式第10号（還付命令書）

還付命令書

起案責任者	（内線電話）				
起案日	還付命令日	決裁日			
決 裁					
年度				支出命令番号	
伝票番号	振替有無	支払予定日			
	借方	貸方			
予 算 科 目	所属				
	予算区分 款項目 大事項 小事項 細節 細々節				
	金額				
勘 定 科 目 1	款項目節細節	款項目節細節			
	金額	金額			
勘 定 科 目 2	款項目節細節				
	金額	セグメント			
消費税区分	消費税額	税抜額			
調定年度	調定番号	還付命令額			
支払方法	予算残額				
支出区分	執行残額				
請求日	請求書番号				
摘要					
支払先住所名称 振込先口座					

収入

 印紙

上記の金額を領収しました。

年 月 日

支払済印

住所 _____

名称 _____

様式第11号（振替伝票）

振替伝票

起案責任者					(内線電話)
起案日		振替日		決裁日	

決 裁										

年度		伝票番号	
----	--	------	--

起案所属			
起票処理種別			
		借 方	貸 方
予 算 科 目	所属		所属
	予算区分 款項目 大事項 小事項 細節 細々節 金額		予算区分 款項目 大事項 小事項 細節 細々節 金額
勘 定 科 目 1	款 項 目 節 細 節		款 項 目 節 細 節
	金額		金額
勘 定 科 目 2	款 項 目 節 細 節		款 項 目 節 細 節
	金額		金額
	消費税区分		消費税区分
	消費税額		消費税額
	税抜額		税抜額
	予算残額		予算残額
	セグメント		セグメント

摘要	
----	--

備考	
----	--

様式第13号（交付金台帳）

交 付 金 台 帳																
款		資産単位 物 品 名			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">耐用年数</td> <td style="width: 15%;">年</td> </tr> <tr> <td>償却率</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> </tr> </table>				耐用年数	年	償却率				所在地	
耐用年数	年															
償却率																
所在地																
項																
目																
節																
年度	取得 年月日	取得価額		償却 期間	減価償却額		台帳価額	適用 区分	備 考							
		交付金 対象資産	交付金対 象外資産		当 年 度 償 却 額	累 計										
		円	円		円	円	円									

様式第14号（予算整理簿）

流域下水道事業会計

科 目	当初	左 の 内 訳			月補正	累計	左 の 内 訳		

様式第15号（現金出納票）

現 金 出 納 票

（ 月分）

年 月 日	受 入 高	払 出 高	残 高
	円	円	円

様式第18号（企業出納員領収の日付印）



備考 出納済の日付印の寸法は、直径2.1センチメートルとする。

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第31号

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「成年被後見人及び被保佐人」を「精神の機能の障がいにより証紙の売りさばきを適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改め、同条第3号中「受けている」を「受けて復権を得ない」に改める。

第10条第1項第2号中「第8条第2号、第3号及び第6号」を「第8条第3号及び第6号」に改め、同条第3号中「第8条第4号から第6号まで」を「第8条第2号及び第4号から第6号まで」に改める。

別記様式第6号の備考第2項中「第8条第2号、第3号及び第6号」を「第8条第3号及び第6号」に改め、同備考第3項中「第8条第4号から第6号まで」を「第8条第2号及び第4号から第6号まで」に改める。

別記様式第10号の備考第2項中「第8条第2号、第3号及び第6号」を「第8条第3号及び第6号」に改め、同備考第3項中「第8条第4号から第6号まで」を「第8条第2号及び第4号から第6号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第3号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号口中「6,400円」を「6,000円」に改め、同号ハ中「6,440円」を「6,170円」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

山形県訓令第4号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「再任用短時間勤務職員等以外の非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第9条第1項中「非常勤及び」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び再任用短時間勤務職員並びに」に改め、「（任期付短時間勤務職員を除く。）」を削る。

「第2節 再任用短時間勤務職員等以外の非常勤職員」を「第2節 会計年度任用職員」に改める。

第32条の前の見出しを「（任用）」に改め、同条第1項中「別表第5の各項のいずれかに該当する非常勤職員（以下「日々雇用職員」という。）を雇用しよう」を「会計年度任用職員を任用しよう」に、「日々雇用職員雇用伺」を「会計年度任用職員任免伺」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「日々雇用職員（包括雇用の日々雇用職員等を除く。）を雇用しよう」を「会計年度任用職員を任用しよう」に改め、同条第3項中「日々雇用職員雇用伺」を「会計年度任用職員任免伺」に改め、同項第3号中「（別記様式第26号）」を削り、同項第4号中「雇用」を「任用」に改める。

第33条第1項中「日々雇用職員を雇用する」を「会計年度任用職員を任用する」に改め、「、雇用予定期間、賃金の額」を削り、「雇用条件を雇用通知書」を「勤務条件を勤務条件通知書」に改め、同条第2項及び第3項中「日々雇用職員の雇用」を「会計年度任用職員の任用」に改める。

第33条の2中「日々雇用職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第34条を次のように改める。

（退職）

第34条 所属長は、会計年度任用職員が、任用期間の満了前に退職願を提出した場合は、会計年度任用職員任免伺により決裁を受けなければならない。

第34条の次に次の2条を加える。

（辞令書の交付）

第34条の2 第10条第1項の規定は、会計年度任用職員の任用又は任用期間満了前の退職の場合に準用する。

（退職手当）

第34条の3 第22条の5の規定は、会計年度任用職員が山形県職員等に対する退職手当支給条例第3条及び第7条の5の規定（技労規則第2条第2項の規定によりその例によることとされるこれらの規定を含む。）による退職手当の支給を受けることとなる場合に準用する。

第35条中「日々雇用職員」を「会計年度任用職員」に、「第2条第1項第3号」を「第2条第1項第2号」に改め、同条に次の2項を加える。

2 第29条の規定は、会計年度任用職員から同条第1項各号に掲げる書類の提出があつた場合に準用する。

3 第31条の規定は、会計年度任用職員が同条第1項に規定する手続を行つた場合又は会計年度任用職員から同項に規定する書類の提出があつた場合等に準用する。

第37条第1項中「この条において」を削る。

第38条の前の見出し中「嘱託等」を「専門職員」に改め、同条第1項中「第3条第3項第3号」を「第3条第3項第2号及び第3号」に、「職員（」を「職員（附属機関の構成員を除く。）」に、「嘱託等」を「専門職員」に、「非常勤嘱託職員任免伺」を「非常勤専門職員任免伺」に改め、同条第2項中「嘱託等」を「専門職員」に、「非常勤嘱託職員任免伺」を「非常勤専門職員任免伺」に改める。

第39条中「嘱託等」を「専門職員」に改める。

別表第5を削る。

別記様式第6号の注書第2項第1号の表第1項中「第22条第2項」を「第22条の3第1項」に、

非常勤	任期付短時間勤務職員以外の職員の場合	山形県職員に任命する 任期は〇年〇月〇日までとする 非常勤とする (職名)を命ずる 〇号給を給する	
-----	--------------------	---	--

任期付短時間勤務職員の場合	山形県職員に任命する （地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項） 任期は〇年〇月〇日までとする （職名）を命ずる 週〇時間〇分勤務とする （給料表名）〇級に決定する 〇号給を給する	任期を更新する場合は、「任用期間を〇年〇月〇日まで更新する」と記載すること。
---------------	---	--

を

非常勤	任期付短時間勤務職員の場合	山形県職員に任命する （地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項） 任期は〇年〇月〇日までとする （職名）を命ずる 週〇時間〇分勤務とする （給料表名）〇級に決定する 〇号給を給する	任期を更新する場合は、「任用期間を〇年〇月〇日まで更新する」と記載すること。
	会計年度任用職員の場合	山形県会計年度任用職員に任命する （地方公務員法第22条の2第1項第1号（第2号）） 任期は〇年〇月〇日までとする （所属名）（職名）（〇〇業務（〇〇員））を命ずる 報酬（給料）月（日、時間）額〇円を給する	任期を更新する場合は、「任用期間を〇年〇月〇日まで更新する」と記載すること。

に改め、同注書第2項第2号の表

中「」を「」に、

「報酬月（日）額〇円、
通勤割増 を 報酬月（日）額〇円 に改める。
報酬月（日）額〇円 」

別記様式第15号の注書第1項中「級号給を」を「級号給（同日が昇給日前3月以内にある場合にあつては、当該昇給日において受けていた級号給）を」に改め、同注書第2項中「直前の昇給日（休職等の期間の初日が昇給日である場合にあつては、その日）」を「属する算定期間（評価終了日以前1年間の期間（当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日からその日以後の最初の評価終了日までの期間）をいう。以下同じ。）の初日」に改め、同注書第3項中「（評価終了日以前1年間の期間）」を削る。

別記様式第25号を次のように改める。

様式第25号

会 計 年 度 任 用 職 員 任 免 伺

番号	氏 名	所属名	職 名	任用期間	給料・報酬		旅費・費用弁償	発令予定年月日	備 考
					区分	基本額			

- (注) 1 「所属名」の欄には、直属する課、室又は出先機関名を記載すること。
 2 「任用期間」の欄には、任用期間の最終日を記載すること。
 3 「区分」の欄には、給料・報酬の時間額、日額、月額の別を記載すること。
 4 「旅費・費用弁償」の欄には、職務のための旅行に係る旅費又は費用弁償を支給する場合における行政職給料表の相当級を記載すること。

別記様式第26号及び別記様式第27号を次のように改める。

様式第26号 削除

様式第27号

第 号
年 月 日

殿

所 属 長 印

勤 務 条 件 通 知 書

あなたの会計年度任用職員としての勤務条件は、下記のとおりですのでお知らせします。

記

職 務 内 容		
勤 務 日	(勤 務 日 数)	
	週	月
	日	日
勤 務 時 間 (週 時 間)	(勤務日) 勤務時間の割振り・休憩時間	
	()	_____
	()	_____
	()	_____
	()	_____
	()	_____
	時間外勤務の有無 (有・無)	
勤 務 場 所		
給与の締切日・支払日	締切日	支払日
休 日		
休 暇	会計年度任用職員取扱要綱の規定による。	
任 期 の 更 新 又 は 公 募 に よ ら な い 再 度 の 任 用 の 可 能 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新又は公募によらない再度の任用をすることがあり得る ・ 更新又は公募によらない再度の任用はしない ※ 更新又は公募によらない再度の任用をする場合の判断基準 (・ 勤務実績、態度 ・ 能力 ・ 資格 ・ 従事している業務の状況) (・ 予算 ・ その他 ())	
退 職 に 関 す る 項 事	定 年 制	無
	継 続 雇 用 制 度	無
	自 己 都 合 退 職 の 手 続	退職願を退職希望日の1月前までに提出すること。
	免 職 の 事 由 及 び 手 続	地方公務員法（昭和25年法律第261号）、職員の懲戒に関する条例（昭和26年10月県条例第43号）及び職員の分限に関する条例（昭和40年3月県条例第11号）による。
そ の 他	地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となる。	

別記様式第30号中「非常勤嘱託職員任免伺」を「非常勤専門職員任免伺」に、

報 酬				
日月額	基本表	基本額	通勤割増	合計

報 酬	
日月額	基本額

を に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

山形県訓令第5号

庁 中
出 先 機 関

非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規程を廃止する訓令

非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規程（昭和47年11月県訓令第27号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

山形県訓令第6号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員倫理規程の一部を改正する訓令

山形県職員倫理規程（平成19年10月県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「並びに」を「及び」に、「及び」を「、」に、「第28条の5第1項」を「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第218号

山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号）第8条第2項の規定により、山形県男女共同参画センターの休館日を次のとおり承認した。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 休館日

- (1) 毎月の第1月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日である場合を除く。）、第3月曜日及び第5月曜日並びに第3日曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 適用期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

山形県告示第219号

山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定により、山形県男女共同参画センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

名 称	利 用 料 金 の 額			
	午前9時から午後0時 30分までの間	午後1時から午後5時 までの間	午後5時30分から午後 9時までの間	左記の時間帯全て
学 習 室	2,100円 (1時間当たり600円)	2,400円 (1時間当たり600円)	2,100円 (1時間当たり600円)	5,940円
保育設備付 き学習室	870円 (1時間当たり250円)	1,000円 (1時間当たり250円)	870円 (1時間当たり250円)	2,460円

備考

- 1 使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のため学習室又は保育設備付き学習室を使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 保育設備付き学習室について、使用者が条例第2条第3項第1号に該当し許可を受けた場合は、無料とする。

2 適用期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

山形県告示第220号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社サン十字	株式会社サン十字福祉用具レンタル・販売サービス高島 東置賜郡高島町大字高島550番1	福祉用具貸与	令和2.3.19
株式会社サン十字	株式会社サン十字福祉用具レンタル・販売サービス高島 東置賜郡高島町大字高島550番1	特定福祉用具販売	同

山形県告示第221号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社サン十字	株式会社サン十字福祉用具レンタル・販売サービス高島 東置賜郡高島町大字高島550番1	介護予防福祉用具貸与	令和2.3.19
株式会社サン十字	株式会社サン十字福祉用具レンタル・販売サービス高島 東置賜郡高島町大字高島550番1	特定介護予防福祉用具販売	同

山形県告示第222号

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程（昭和40年4月県告示第341号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

危機関連保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。）	10分の4	を
-------------------------------------	-------	---

危機関連保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。）	80分の36	に改める。
事業承継特別保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。）	10分の4	

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定中事業承継特別保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。）に係る部分は、令和2年4月1日から施行する。
- 改正後の第2条の表危機関連保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。）の項の規定は、令和2年3月13日から適用する。

山形県告示第223号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限（令和2年3月県内水面漁場管理委員会指示第2号）1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 次に掲げる水域を除く天童豊栄床固めから上流の最上川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流
 - (1) 水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川及び矢沢川並びにそれらの支流及び当該支流に合流する小支流
 - (2) 東置賜郡川西町大字上小松地内の蓬田頭首工から上流の犬川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流
- 米沢市内の松が岬公園の堀
- 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地藏川
- 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 村山東根土地改良区の第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路

- 9 東根市大字長瀬地内の二の堀
- 10 新井田川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流並びに豊川
- 11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流

山形県告示第224号

山形県源流の森条例（平成9年7月県条例第54号）第4条第2項の規定により、山形県源流の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用日及び利用時間

施設名	利用日	利用時間
源流の森センター 丸太とロープの冒険コース アトリエ 源流の森ロッジ	4月29日から5月5日までの日	午前9時から午後4時30分まで
	5月6日から7月19日までの日 （月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時30分まで
	7月20日から8月20日までの日	午前9時から午後5時まで
	8月21日から11月30日までの日 （月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時30分まで

2 適用期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

山形県告示第225号

山形県源流の森条例（平成9年7月県条例第54号）第6条第2項の規定により、山形県源流の森の利用料金を次のとおり承認した。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

施設名	区分	利用料金	
		個人	団体
丸太とロープの冒険コース	児童生徒が使用する場合	500円	1人につき 250円
	上記以外の場合	1,000円	1人につき 500円
アトリエ	児童生徒が使用する場合	100円	1人につき 50円
	上記以外の場合	400円	1人につき 200円

- 備考 1 この表において「団体」とは、20人以上をいう。
 2 この表において「児童生徒」とは、義務教育を受けている者又はこれに準ずる者をいう。

3 指定管理者が主催する行事に参加する場合における利用料金は、無料とする。

2 適用期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

山形県告示第226号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、最上川ふるさと総合公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	700円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	700円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	700円
	映画撮影	1日につき	14,000円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1日につき	1,690円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

有料公園施設の名称	区 分		利 用 料 金	
展示研修施設	企画展示室	入場料金を徴収しない場合	1時間当たり 120円	
		入場料金を徴収する場合	1時間当たり 500円	
	研修室		1時間当たり 690円	
スケートパーク	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1日当たり 19,940円	
		上記以外の場合	1日当たり 39,880円	
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	回数券による利用の場合	1人12回当たり 2,700円
			1か月券による利用の場合	1人1か月当たり 4,050円
		3か月券による利用の場合	1人3か月当たり 8,100円	

		シーズン券による利用の場合	1人当たり	10,800円
		ナイター券による利用の場合	1人1日当たり	220円
		上記以外の場合	1人1日当たり	270円
	上記以外の場合	回数券による利用の場合	1人12回当たり	5,400円
		1か月券による利用の場合	1人1か月当たり	8,100円
		3か月券による利用の場合	1人3か月当たり	16,200円
		シーズン券による利用の場合	1人当たり	21,600円
		ナイター券による利用の場合	1人1日当たり	440円
		上記以外の場合	1人1日当たり	540円

備考

- 1 この表において「入場料金を徴収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を徴収する場合をいう。
- 2 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 回数券及びシーズン券の有効期間は、発行日から発行年の最終開場日まで、1か月券及び3か月券の有効期間は発行日からそれぞれ1か月間及び3か月間とし、その期間内であっても、発行年の最終開場日の翌日以降は無効とする。
- 4 ナイター券の利用時間は、午後5時から午後9時までとする。
- 5 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

山形県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和2年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目温海線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東田川郡庄内町跡字西畑171番から	同 168番まで	旧	61.4メートル	61メートル
			}	
39.8	2,715メートル			
}				
東田川郡庄内町跡字西畑170番から	同 余目字上朝丸25番まで	30.3メートル	9.7	
同 余目字上朝丸25番まで		}		
東田川郡庄内町跡字西畑171番から	同 168番まで	39.8メートル	61メートル	
同 168番まで		}		
		39.8		

山形県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和2年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

令和2年3月31日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目松山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東田川郡庄内町余目字町8番から	同 まで	旧	32.4メートル	22メートル
			}	
17.2	33メートル			
}				
東田川郡庄内町余目字三人谷地244番地先から	同 町8番まで	32.4メートル	17.2	
同 町8番まで		}		
		17.2		

山形県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和2年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

令和2年3月31日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 砂越余目線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東田川郡庄内町余目字町97番1から	同 まで	旧	10.4メートル	11メートル
			}	
9.6	479メートル			
}				
東田川郡庄内町余目字町97番1から	同 8番まで	11.0メートル	9.6	
同 8番まで		}		
		9.6		

山形県告示第230号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和2年3月31日

山形県知事 吉村美栄子

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	指定する区間	
	起点	終点
一般国道458号	新庄市五日町字清水川1318番3	新庄市万場町6156
同上	新庄市大字升形字前田表3623番1	新庄市大字升形字笹原1647番45
主要地方道山形白鷹線	山形市高堂二丁目707番1	山形市富神台36
主要地方道山形朝日線	山形市城西町五丁目11番13	山形市黄金1番1
主要地方道山形山寺線	山形市大野目四丁目83番1	山形市穂積80番1
主要地方道天童寒河江線	天童市大字荒谷字日川1232番1	天童市大字清池字藤段1331番1
主要地方道尾花沢関山線	東根市大字東根元原方字大森北417番1	東根市大字関山字石原311番4
主要地方道山形山辺線	山形市城西町四丁目3番14	山形市城西町五丁目10番7
一般県道東根大森工業団地線	東根市大字東根元原方字大森北417番1	東根市大字蟹沢字上縄目1821番5
一般県道大野目内表線	山形市大野目三丁目14番	山形市大野目三丁目70番1
一般県道勸進代舟場線	長井市成田1021番1	長井市舟場10番18
一般県道曲川新庄線	新庄市十日町字右京屋敷9348番2	新庄市万場町6156番
一般県道面野山鶴岡線	鶴岡市白山字西野154番	鶴岡市白山字西木村21番4
一般県道梳代鶴岡線	鶴岡市宝田二丁目1番40	鶴岡市宝田二丁目3番38
一般県道吹浦酒田線	酒田市上本町2番8	酒田市東両羽町8番1
一般県道比子八幡線	飽海郡遊佐町比子字白木22番1	飽海郡遊佐町藤崎字茂り松154番1

2 指定する期日 令和2年4月1日

山形県告示第231号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	指 定 す る 区 間	
	起 点	終 点
一般国道121号	米沢市窪田町小瀬字大明神581番2	米沢市入田沢1613番1
一般国道458号	新庄市五日町字清水川1318番3	新庄市万場町6156番
主要地方道山形白鷹線	山形市大字沼木字高野内598番5	山形市富神台36番
主要地方道山形朝日線	山形市城西町五丁目11番13	山形市黄金1番1
主要地方道尾花沢関山線	東根市大字東根元原方字大森北417番1	東根市大字関山字石原311番4
主要地方道庄内空港立川線	酒田市浜中字村東829番3	酒田市浜中字村東840番1
主要地方道山形山辺線	山形市城西町四丁目3番14	山形市城西町五丁目10番7
一般県道東根大森工業団地線	東根市大字東根元原方字大森北417番1	東根市大字蟹沢字上縄目1821番5
一般県道勸進代舟場線	長井市成田1021番1	長井市舟場10番18
一般県道曲川新庄線	新庄市十日町字右京屋敷9348番2	新庄市万場町6156番
一般県道面野山鶴岡線	鶴岡市白山字西野154番	鶴岡市白山字西木村21番4
一般県道湯田川大山線	鶴岡市湯田川字中田64番28	鶴岡市白山字西野154番
同 上	鶴岡市白山字西木村21番4	鶴岡市矢馳字上矢馳600番
一般県道吹浦酒田線	酒田市上本町2番8	酒田市若竹町一丁目1番16
一般県道比子八幡線	飽海郡遊佐町比子字白木22番1	飽海郡遊佐町藤崎字茂り松154番1

2 指定する期日 令和2年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上・縦寸法0.13メートル以上又は横寸法0.13メートル以上・縦寸法0.25メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所

のないことを確認の上走行すること。

山形県告示第232号

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表臨港交通施設Dの項中 「7.3×482」 を 「7.3～13.1×467.2」 に改め、同表荷さばき施設Fの項中

「40,624」 を 「40,590」 に改め、同表港湾管理施設Nの項中

酒田北港焼却施設管理棟	- 5	30		を
-------------	-----	----	--	---

酒田北港焼却施設管理棟	- 5	30		に改め、同表港湾施設
守衛室	- 8	34		

用地Oの項中 「1,190」 を 「360」 に、 「12,170」 を

「1,778」 に改める。

2 加茂港(1)加茂地区の港湾施設の項の表臨港交通施設Dの項中

加茂岸壁3号線	D-1	車道幅員3.5～7.5メートル×延長28メートル		を
加茂岸壁2号線	- 2	5.5×32		

加茂岸壁2号線	D-1	車道幅員5.5メートル×延長32メートル		に改め、
	- 2			

浜町岸壁線	- 7	6.0×258		を
-------	-----	---------	--	---

浜町岸壁線	- 7	6.0×258		に改める。
加茂岸壁4号線	- 8	2.5×13.8		

3 鼠ヶ関港(1)鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表外郭施設Bの項中 「637」 を

「677」 に改める。

山形県告示第233号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社東京建築検査機構
東京都中央区日本橋富沢町10番16号

2 届出の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

変 更 前	変 更 後	変更年月日
東京都中央区日本橋富沢町10番16号	同左	令和 2. 4. 1
愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号	同左	
	広島県広島市中区銀山町3番1号	
福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番15号	同左	
沖縄県浦添市牧港五丁目6番2号	同左	

山形県告示第234号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「による」を「及びインターネットを利用する方法による」に改める。

別表第5中

株式会社商工組合中央金庫 山形支店	山形市幸町2番1号	” ”	を
山形信用金庫 本店	” 白山一丁目10番3号	” ”	

に改め、同表の備考中「株式会

山形信用金庫 本店	山形市白山一丁目10番3号	” ”
--------------	---------------	-----

社東邦銀行」を「株式会社北都銀行、株式会社七十七銀行、株式会社東邦銀行、株式会社きらやか銀行及び東北労働金庫」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

山形県告示第235号

山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）第8条第2項の規定により、山形県生涯学習センターの休館日を次のとおり承認した。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 休館日

(1) 毎月の第1月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日（以下「文化の日」という。）である場合を除く。）、第3月曜日及び第5月曜日並びに第3日曜日（山形県緑町庭園文化学習施設にあっては、月曜日（文化の日である場合を除く。）及び毎月の第3日曜日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 適用期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

山形県告示第236号

山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）第10条第2項の規定により、山形県生涯学習センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

名 称		利 用 料 金 の 額			
		午前9時から午後 0時30分までの間	午後1時から午後 5時までの間	午後5時30分から 午後9時までの間	左記の時間帯全て
センター （山形県 緑町庭園 文化学習 施設を除 く。）	ホール	6,270円	8,960円	9,400円	24,630円
	第1研修室	2,670円 （1時間当たり 760円）	3,820円 （1時間当たり 950円）	4,010円 （1時間当たり 1,140円）	9,450円
	第2研修室	1,470円 （1時間当たり 420円）	2,110円 （1時間当たり 520円）	2,210円 （1時間当たり 630円）	5,210円
	第3研修室	1,420円 （1時間当たり 400円）	2,030円 （1時間当たり 500円）	2,130円 （1時間当たり 600円）	5,020円
	第4研修室	800円 （1時間当たり 220円）	1,150円 （1時間当たり 280円）	1,200円 （1時間当たり 340円）	2,830円
	第5研修室	520円 （1時間当たり 140円）	750円 （1時間当たり 180円）	780円 （1時間当たり 220円）	1,840円
	第6研修室	510円 （1時間当たり 140円）	740円 （1時間当たり 180円）	770円 （1時間当たり 220円）	1,810円
	和室研修室	1,190円 （1時間当たり 340円）	1,700円 （1時間当たり 420円）	1,780円 （1時間当たり 500円）	4,200円
センター （山形県 緑町庭園 文化学習 施設に限 る。）	多目的ホール	1,220円 （1時間当たり 340円）	1,750円 （1時間当たり 430円）	1,830円 （1時間当たり 520円）	4,320円

備考

- 1 使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のためホールを使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に10

円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

4 利用時間がこの表に掲げる時間帯に満たない場合は、1時間当たりの利用料金が定められている施設に限り、当該1時間当たりの利用料金に利用時間を乗じた額とする。

(2) 附属設備

区分	設備名	単位	利用料金の額
舞台設備	ピアノ	1台	3,410円
	演壇	一式	410円
	司会者用演壇	1台	200円
	びょうぶ	1双	1,040円
	所作台	1台	200円
	平台	1台	100円
	毛せん	1枚	100円
	上敷ござ	1枚	100円
	地がすり	1張	310円
	指揮台	1台	100円
	譜面台	1台	100円
舞台照明設備	第1ボーダーライト	1列	510円
	第2ボーダーライト	1列	510円
	シーリングライト	1列	1,040円
	アッパーホリゾンライト	1列	740円
	ローアホリゾンライト	1列	740円
	第1サスペンションライト	1列	1,040円
	第2サスペンションライト	1列	1,040円
	スポットライト	1台	510円
	フットライト	1列	310円
	ステージライト	1台	150円
	ミラーボール	1台	340円
視聴覚設備	コンパクトディスクプレーヤー	一式	510円
	レコードプレーヤー	一式	510円
	テープデッキ	一式	510円
	ミニディスクプレーヤー	一式	510円
	ビデオプロジェクター	一式	2,110円
	データプロジェクター	一式	770円
	カラーテレビカメラ	1台	1,580円
	16ミリ映写機 (1600ワット)	1台	2,110円
	マイクセット (ホール用)	一式	1,040円
	マイク (ホール用)	1本	310円
	スライド映写機 (550ワット)	1台	1,040円
	スライド映写機 (250ワット)	1台	840円
	モニターテレビ (ビデオ付き)	一式	510円
	ビデオデッキ	1台	310円
	ディー・ブイ・ディープレーヤー	1台	310円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	310円
	オーバーヘッドプロジェクター (575ワット)	1台	1,040円
	オーバーヘッドプロジェクター (300ワット)	1台	510円
ワイヤレスマイクセット	一式	310円	
同時通訳設備	同時通訳設備 (ホール用)	一式	14,700円
	受信機	1台	100円

	受信機	1台	100円
展示設備	展示パネル	1枚	20円
	展示ケース	一式	200円

備考 この表に定める額は、午前9時から午後0時30分までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時30分から午後9時までの間の各1回当たりの額である。

(3) 電気消費に係る加算額

持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）を次に掲げる金額に乗じて得た額

区 分	金 額
1時間当たり	50円

(4) 冷暖房使用に係る加算額

区 分	1時間当たりの金額
ホール	660円
第1研修室	260円

(5) 駐車場

区 分		利用料金の額
遊学館等の利用者のうち所定の手続きを行った者	センター等又は県が主催する講座及び研修の参加者	講座及び研修に要した時間（当該時間が4時間を超える場合は、4時間とする。）を超える時間30分までごとに100円
	上記以外の者	遊学館等の利用に要した時間（当該時間が2時間を超える場合は、2時間とする。）を超える時間30分までごとに100円
上記以外の者		250円に1時間を超える時間30分までごとに100円を加算した額

備考

1 この表において「遊学館等」とは、遊学館（山形県生涯学習センター、山形県立図書館及び山形県男女共同参画センターを含む施設をいう。）及び山形県緑町庭園文化学習施設をいう。

2 この表において「センター等」とは、山形県生涯学習センター（山形県緑町庭園文化学習施設を含む。）、山形県立図書館及び山形県男女共同参画センターをいう。

2 適用期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第22号

山形県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

山形県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

山形県選挙管理委員会規程（昭和32年3月県選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

「第6章 文書等の管理」を「第6章 公文書の管理」に改める。

第18条の見出し中「文書」を「公文書」に改める。

第19条第1項を次のように改める。

第19条 前条に定めるもののほか、委員会における公文書の作成に関する事項その他の山形県公文書等の管理に関する条例（平成31年3月県条例第14号）第10条第2項各号に掲げる公文書に関する事項については、山形県公文書管理規程（令和2年3月県訓令第2号）の例による。

第19条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 前項の規定によりその例による場合の山形県公文書管理規程第3条第1項の総括文書管理者は書記長をもつて充て、山形県公文書管理規程第5条第1項の文書管理者は、事務局にあつては書記長を、地方事務局にあつては地方書記長補佐をもつて充てる。
- 3 第1項の規定によりその例による場合の山形県公文書管理規程第32条第1項第2号及び第3号の記号は、次のとおりとする。

選挙管理委員会事務局の区分	記号
事務局	形選管
村山地方事務局	村地選
最上地方事務局	最地選
置賜地方事務局	置地選
庄内地方事務局	庄地選

- 4 前2項に定めるもののほか、第1項の規定により山形県公文書管理規程の例による場合の必要な読替えその他必要な事項は、総括文書管理者が定める。

第19条の2を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

山形県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和2年3月31日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
伊藤洋後援会	伊藤 洋	小川久義	山形市上町1-2-8-D	令和 2. 3. 3

山形県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和2年3月31日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党山形県トラック支部	熊澤貞二	代表者の氏名	熊澤貞二	加川操一	令和元. 8. 22
自由民主党山形県酒田市第二支部	森田 廣	会計責任者の氏名	酒井友子	森田克行	同 9. 1
国民民主党山形県第2区総支部	青柳安展	会計責任者の氏名	佐々木雄一郎	齋藤俊一郎	同 2. 2. 3

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
山田ふさこ後援会	山田富佐子	会計責任者の氏名	笹 広 幸	古 川 宏	平成 31. 4. 1
山形県民社協会北西村山支部	古郡 勇	会計責任者の氏名	伊 藤 達 紘	矢 作 竜 平	令和 元. 7. 1
ネットワーク21	森田 廣	会計責任者の氏名	酒井友子	森田克行	同 9. 1
森田廣後援会	池田勇一	会計責任者の氏名	酒井友子	森田克行	同
元気な高齢社会をつくる会	田中正信	会計責任者の氏名	田 中 洋 子	工 藤 孝 昭	同 12. 25
あきば新一後援会	秋葉新一	会計責任者の氏名	藤 田 勝 義	高 橋 正 義	同 2. 1. 1
柏倉信一後援会	鈴木光夫	会計責任者の氏名	柏 倉 順 子	佐 藤 吉 和	同 2. 1

山形県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和2年3月31日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

1 政党の支部

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	解 散 年 月 日
自由民主党山形県長井市西置賜郡第一支部	竹 田 良 則	令和元. 12. 20

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	解 散 年 月 日
元気な高齢社会をつくる会	田 中 正 信	令和元. 12. 25
高橋ひろみ後援会	高 橋 ひ ろ み	令和元. 12. 31
川越孝男後援会	工 藤 晴 業	令和 2. 2. 29
遠藤敏信後援会	吉 野 昭 男	令和 2. 3. 1
小関あつし後援会	小 関 淳	令和 2. 3. 5
佐藤義一後援会	田 中 は つ 子	令和 2. 3. 6
鈴木とうえい後援会	鈴 木 藤 英	令和 2. 3. 11

山形県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和2年3月31日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

資金管理団体の届出をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	資金管理団体でなくなった年月日
高 橋 ひ ろ み	高橋ひろみ後援会	令和元. 12. 31

内水面漁場管理委員会関係

指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、令和2年度の内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量について、次のとおり指示する。

令和2年3月31日

山形県内水面漁場管理委員会
会 長 國 方 敬 司

令和2年度増殖数量指示

増殖方法		移殖放流													人工ふ化放流				産卵場造成等									
漁協名	魚種名 免許番号	あ	ゆ	うぐい (はや)	こ	い	ふ	な	うなぎ	かじか	さくらます (やまめ) (稚魚)	にじます (稚魚)	にじます (成魚)	いわな (稚魚)	いわな (成魚)	もくず がに	ひめます	やつめ うなぎ	いわな	わかさぎ	さくらます (やまめ)	あ	ゆ	うぐい (はや)	かじか	やつめ うなぎ	その他	
		グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	尾	尾	グラム	尾	グラム	尾	尾	万粒	万粒	万粒	万粒	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
両羽	内共第1号									17,000					1,000			500										
県南	内共第2号	230		30	100	100				6,000		300	12,000	250					3	400				9	1		いわな3	
西置賜	内共第3号	560				30				15,000	1,000		18,000	120										6	8			
最上川一	内共第4号	900		10		20		8	2	21,400	1,500		29,000		200									2		1	こい1、さくらます(やまめ)1	
	内共第5号				10	10																						
	計	900		10	10	30		8	2	21,400	1,500		29,000		200									2		1	こい1、さくらます(やまめ)1	
最上川二	内共第6号	2,040				245				27,000	8,000	400		145	100					40				1	1	1		
	内共第7号				50	60																						
	内共第8号				50	245																						
	内共第9号											20																
計	2,040			100	550					27,000	8,000	420		145	100					40			1	1	1			
丹生川	内共第10号	850				20				10,000		10	5,000		300									7	6			
小国川	内共第11号	3,500				30				60,000	500		20,000		1,000									9	7	7		
	内共第12号					50	5																					
	計	3,500				80	5			60,000	500		20,000		1,000									9	7	7		
最北中部	内共第13号	450				10				25,000	3,000		25,000		1,000									2	2	2		
	内共第14号					5																						
	計	450				15				25,000	3,000		25,000		1,000									2	2	2		
最上	内共第15号	1,200				10	3			50,000			20,000		3,000								4	4	2	2		
最上川第八	内共第16号	200				5				20,000			10,000		1,000			140						4	3			
赤川	内共第17号	110								3,000			1,000		500									2		2		
	内共第18号	410				5				17,000		10	9,000		2,000						7		2	3	3		さくらます(やまめ)9	
	内共第19号															3,000												
	計	520				5				20,000		10	10,000		2,500	3,000					7		2	5	3	2	さくらます(やまめ)9	
月光川養	内共第20号	15								9,000			5,500		3,800								4	2	3	1		
日向荒瀬	内共第21号	370				10			3	5,000			5,000		1,500								2	2	2	2		
山戸	内共第22号	170								5,200					500								9	5	5	2	いわな6	
温海町	内共第23号	110								4,000			4,000		100									2	1	1	1	いわな1、さくらます(やまめ)2
	内共第24号	70								3,000			3,000		100									2	2	1	1	いわな1、さくらます(やまめ)2
	内共第25号	120								3,000			3,000		100									3	2	2	1	いわな1、さくらます(やまめ)2
	計	300								10,000			10,000		300									7	5	4	3	いわな3、さくらます(やまめ)6
小国町	内共第26号	500								15,000			150,000											6	6			
作谷沢	内共第27号				150	150	5																				こい1、ふな1	
	内共第28号				100	100																					こい1、ふな1	
	計				250	250	5																			500	こい2、ふな2	
合計	11,805	40	460	1,105	21	5	315,600	14,000	740	319,500	515	16,200	3,000	640	3	1,440	7	28	71	53	23	いわな12、こい3、さくらます(やまめ)16、ふな2						

山形県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和2年3月31日

山形県内水面漁場管理委員会
会 長 國 方 敬 司

1 指示の内容

(1) 持出しの禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

令和2年3月31日印刷 発行所 山形県庁
令和2年3月31日発行 発行人 山形県